

令和8年度北海道の文化・歴史振興事業(ナイトツアー)委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

令和8年度北海道の文化・歴史振興事業(ナイトツアー)委託業務

2 業務の目的

北海道が、道内の温泉街や観光地等と連携し、本道の雄大な自然・アイヌ文化などの地域資源を活用したナイトツアーを造成し、滞在するホテルや旅館などの宿泊客にモニターとして参加してもらい、モニタリング結果の分析を踏まえながら、ツアーの内容等に改良を加え、市場での販売、商品化に向けた取組を促進する。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者(受託者)は、上記目的を達成するために、次の内容に沿った提案を行うこと。

なお、詳細な業務内容については、当該委託業務の締結後、北海道(委託者)と協議の上、決定すること。

(1) ナイトツアーの企画・運営

宿泊客に特化したナイトツアーを企画し、催行する。

ア 開催時期

次の期間中、次項に掲げるナイトツアーを催行すること。

・令和8年9月下旬～令和9年1月末

イ 開催地域

次の条件を全て満たす地域で開催することとし、2地域以上とすること。

・観光客入込客数調査報告書(出展:北海道経済部)による令和5～6年度の宿泊客数の平均が30万人以上の温泉街や観光地(札幌中心部を除く)。

ウ 参加対象者

ナイトツアー催行当日、開催地域における宿泊客とすること。

エ 参加者数等

・各地域のツアーへの参加予定人数は、10名以上40名以下で企画すること。

ただし、開催日に複数回数やグループ分けによるツアーを催行することは可とする。

・各地域のツアー当日の最低催行人数は、5名以上とすること。なお、受託者が催行人数を確保できず不催行となった場合の経費等については、委託者は負担しない。

・ツアー参加者数は、各地域の延べ数で200人以上または、全地域の延べ数で400人以上とすること。

ツアー参加者数を満たした場合であっても、企画提案時のツアー回数は実施すること。

※なお、小学生以下の参加者は必ず、保護者同伴とすること。

オ 開始・終了、催行時間

- ・ナイトツアーは、宿泊客が参加しやすい時間帯に実施すること。
- ・ツアーの開始時間、終了時間及び所要時間については、開催地域の特性、宿泊施設の運営状況、参加者の利便性及びプログラム内容を踏まえ、受託者が提案すること。
- ・プログラムの構成、実施時間及び移動時間については、地域特性や活用する観光資源の魅力を十分に活かせる内容とし、宿泊客向けの観光コンテンツとして、参加者の満足度及び安全性に配慮したものとすること。
- ・なお、移動時間の割合やプログラム実施時間については特に定めないものとし、受託者は企画内容に応じて効果的な構成を提案すること。

カ プログラム

- ・屋外または屋内は問わないが、参加者の満足度を高めるため、プログラムの内容に応じた効果的な場所で実施するよう受託者が提案すること。
- ・荒天時におけるツアー実施可否については、委託者及び受託者にて予め実施基準を定め、その基準に照らし判断すること。
- ・自然・アイヌ文化・縄文文化など、本道の地域資源(以下、「アイヌ文化等」とする。)を体験できる内容とすること。
- ・開催地域それぞれの特色を活かした内容とすること。
- ・実施時期及び開催地域の気象条件を踏まえ、参加者の安全確保及び快適性の向上に必要な防寒対策を講じること。なお、防寒用品の配布、貸与その他必要な対策については、受託者の提案によるものとする。
- ・ナイトツアー催行中に参加者(被補償者)が被ったケガ等に備え、保険を予めかけること。

※保険に関しては、ツアー会社等が実施する日帰りツアーにて適用する標準的な補償水準とすることとし、具体的な補償額や条件については、道と受託者にて調整の上、決定する。

キ ガイド等

ツアーの催行に関し、次の人員をそれぞれ1名以上配置し、実施すること。

(ア)ガイド

- ・参加者が本ツアーの趣旨を正しく理解するため、アイヌ文化等について、解説・案内などができ、開催地域における伝統技術、地理等について深い知識を持つ人材

(イ)ツアー補助員

- ・ツアーの安全な催行のため、参加者の把握やツアー経路の誘導などガイドを補助する人材

ク 送迎・移動手段

- ・プログラム実施に係る移動手段は、実施場所や天候に応じ受託者が提案すること。その際、参加者への安全について配慮するとともに、参加者の過度な負担にならないようにすること。

(2) 参加者の募集

参加者の募集にあたっては以下のような方法等により、効果的に行うこと。

ア 主にホテルや旅館の予約を提供する日本の宿泊予約サイトにより、宿泊予約した者

- イ 旅館・ホテルの自社HPや電話などにより、宿泊予約した者
- ウ 旅行会社が主催する団体ツアーへの参加により、宿泊する者
- エ 当日チェックイン時に参加を希望される者

(3) ポスターやチラシ、ノベルティの作成

参加への動機付けを促すことを目的に、ポスターやチラシの作成及び配置、ノベルティの作成を行うこと。

なお、ポスター・チラシ等の紙媒体よりも効果的な広報手段がある場合は、これに代えることも可とする。

ア ポスター・チラシ：ツアーの誘客にあたり効果的な周知となるよう開催地域の旅館やホテル、JR各駅、道の駅等、50カ所以上へ掲示・設置

1カ所あたりの設置数(配付数)については、受託者の提案によるものとする。

イ ノベルティ：参加への動機付け及び満足度向上に資する内容とし、作成数は合計600個(セット)以上とし、参加者数、配布先及び広報効果等を踏まえ、適切に配分すること。

(4) 広報・紹介動画の作成

ア 広報及び誘客促進のため、ツアーの趣旨や内容、体験の魅力等を分かりやすく紹介する動画を作成し、配信すること。

・作成種類：開催地域ごとに動画を1種類以上作成すること。

・配信回数：作成した動画を活用し、1地域あたり合計8回以上配信すること。

なお、ツアー開始前の周知期間を含め、毎月1回以上配信することが望ましい。

・再生時間：ナイトツアーへの興味・関心及び参加意欲の向上につながる適切な時間とすること。

・内容：ツアーの趣旨や内容に加え、開催地域の魅力や特色、アイヌ文化等との関わり、体験できる内容等を効果的に紹介し、ツアー参加への意欲を喚起するものとする。

・その他：動画の配信に当たっては、北海道公式ホームページ内「アイヌ文化ポータルサイト」への誘導を図ること。<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/165756.html>

なお、動画作成にあたり、道からデータ等は提供しない。

イ SNS等の広告による情報発信

SNS等の広告を活用し、情報発信を行うこと。

・3(3)アで作成したチラシや、3(4)で作成した動画を活用し、情報発信を実施すること。

・広告媒体は、X(旧Twitter)、Instagram、YouTube等のSNS広告を基本とし、単独又は複数を組み合わせて活用すること。

・なお、ターゲット層への訴求や集客効果の向上が見込まれる場合は、新聞、雑誌、フリーペーパー等の紙媒体による広告を併せて実施することができる。

・広告の表示回数の目標値は、各回、広告効果が最大化するよう、当該広告記事の分析及び個別のターゲット層や情勢等の分析を行った上で、より多くの者に到達するよう設定すること。

・広告の効果測定について、具体的かつ定量的な目標数を定めること。

また、各出稿期間終了後、実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いい

ね数、再生数、コメント数・内容等のレポートについて報告すること。

(5) モニタリングの実施

ア アンケートの実施・分析

- ・ナイトツアーの商品化に向け、ツアー参加者やツアー参加者が宿泊した旅館・ホテルに対し、アンケートを行うこと。
- ・アンケートでは、満足度、再参加意向、他者への推奨意向、適正価格に関する意向等を把握すること。
- ・アンケート結果を分析し、商品化に向けた課題や方向性、想定ターゲット、販売価格帯等について取りまとめること。

イ 関係者との意見交換の実施

- ・関係者と本事業における課題や改善点の共有及び将来の商品化に向けた意見交換を行うこと。
 - ・実施は、各地域でのツアー開催前、開催中、開催後、各1回以上、合計3回以上行うこと。
- なお、少なくとも1回以上は対面での実施とすること。

(6) 事業実施報告書の作成及び成果物の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業の処理成果を記載した報告書等を次のとおり提出すること。

ア 本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体1部(A4判)(様式は本委託業務処理要領に添付)

イ 当該委託業務の処理成果を記載した報告書:紙媒体1部、電子媒体1部

電子媒体はパワーポイント等編集が可能なものとする。

ウ 上記(3)ア及び(4)で制作した電子データ1部

エ 上記(3)イで制作したノベルティ完成品

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和9年(2027年)3月17日(水)まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1)実施体制・業務遂行能力

ア 業務実施体制、役割(責任者、人員、組織図など)が記載され、提案内容が確実に実施される体制を有していると認められるか。

イ 本事業で実施する業務内容に関し、十分な実績を有し、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

ウ 業務処理スケジュールが適切であるか。

(2)ナイトツアーの企画・運営

ア 企画提案指示書に記載の内容について不足がないか。

イ 道内の温泉街や観光地等と連携し、本道の雄大な自然、アイヌ文化などの地域資源を活用した内

容となっているか。

ウ 実施するプログラムは、参加者への安全性が確保されており、過度な負担となっていないか。

エ 実施するプログラムは、開催地域それぞれの特色を活かした体験をすることが可能である内容か。

オ 提案するガイドは、アイヌ文化等について解説・案内などができ、開催地域におけるアイヌの歴史や文化・伝統技術、地理等について深い知識を持つ人材となっているか。

(3)ポスターやチラシ、ノベルティの作成

ア 作成するポスターやチラシについて、適切な作成数、配布先及び配布方法となっているか。

または、紙媒体以外による、より効果的な広報の方法が提案されているか。

イ ノベルティについては、アイヌ文化等を効果的に宣伝できるものが提案されているか。

(4)広報・紹介

ア 動画の配信について、より多くの集客が期待できる内容及びアイヌ文化等の魅力について、ツアー参加者以外にも伝わる効果的な配信方法となっているか。

イ SNS を活用した広告宣伝について、より多くの集客が期待できる効果的な宣伝方法となっているか。

(5)モニタリングの実施

ア 分析・取りまとめ方法や関係者への意見交換の実施方法は、商品化に向けて有効なものとなっており、今後の事業への活用が期待できる提案内容となっているか。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 企画提案書、付属資料

(2) 様式 企画提案書 別添様式による

(3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも8部

※1部は提案者名を記載したもの。残りの7部は提案者名を記載しないもの。

文中にも提案者名を記載しないように注意すること。

(4) 提出期限 令和8年(2026年)8月5日(水) 17時00分(必着)

(5) 提出場所 8(4)のとおり

(6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)

7 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

(1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

(2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。

(3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

8 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目(北海道庁別館4階)

北海道総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター委託契約係

電話 011-204-5063 FAX:011-232-1793

電子メールアドレス kei.mane@pref.hokkaido.lg.jp

(5) 問合せ先

ア 参加資格申請・企画提案書等の提出及び契約手続に関すること

上記(4)のとおり

イ 委託業務の内容に関すること

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎 12 階)

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

電話 011-204-5185 FAX 011-232-4112

電子メールアドレス kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp